

2025 年度

自動車騒音・道路交通振動調査結果

2026 年 8 月

目 次

1. 調査概要	1
1.1 調査目的	1
1.2 調査項目	1
(1) 騒音	1
(2) 振動	1
1.3 調査期間	1
1.4 準拠した法令等	1
1.5 調査地点	2
(1) 騒音	2
(2) 振動	2
1.6 調査方法	3
(1) 騒音	3
(2) 振動	3
2. 調査結果の概要	3
2.1 騒音	3
(1) 環境基準の達成状況及び要請限度との比較	3
(2) 経年変化	6
2.2 振動	8
(1) 要請限度との比較	8
2.3 環境基準等	9
(1) 騒音	9
(2) 振動	10

1. 調査概要

1.1 調査目的

本調査は、神戸市内の主要幹線道路の沿道地域における自動車騒音・道路交通振動レベルを測定し、環境基準等の達成状況を把握するために実施したものである。

1.2 調査項目

(1) 騒音

等価騒音レベル(L_{Aeq})、時間率騒音レベル(L_{A5} 、 L_{A50} 、 L_{A95})

(2) 振動

時間率振動レベル(L_{10} 、 L_{50} 、 L_{90}) および振動レベルの最大値(L_{max})

1.3 調査期間

2025 年 4 月 24 日(木)～2026 年 1 月 9 日(金)

1.4 準拠した法令等

本業務は、下記関係法令等に基づいて実施した。

(a) 騒音規制法(昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号)

(b) 騒音に係る環境基準について(平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 条)

(c) 騒音に係る環境基準の評価マニュアル(平成 27 年 10 月 環境省、以下「評価マニュアル」という。)

(d) 振動規制法(昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号)

(e) 道路交通振動測定マニュアル(2020 年 4 月 環境省、以下「振動マニュアル」という。)

(f) その他関係法令及び日本産業規格(以下「JIS」という。)等

1.5 調査地点

(1) 騒音

25 地点(20 路線)で調査を実施した。調査路線を表 1.1 に示す。

表 1.1 調査路線一覧表

道路種別	道 路 名	路線数
都市高速道路	阪神高速道路神戸西宮線、阪神高速道路北神戸線、阪神高速神戸山手線	3
一般国道	国道 2 号、国道 2 号（第二神明道路）、国道 43 号、国道 175 号	4
主要地方道 (県道)	三木三田線、神戸三田線、神戸明石線、神戸加古川姫路線 神戸宝塚線	5
一般県道	灘三田線、西脇三田線、長坂垂水線	3
主要地方道 (市道)	梅香浜辺脇浜線、長田楠日尾線、山麓線	3
一般市道	灘浜住吉川線、湊町線	2
合 計		20

(2) 振動

5 地点(5 路線)で調査を実施した。調査路線を表 1.2 に示す。

表 1.2 調査路線一覧表

道路種別	道 路 名	路線数
都市高速道路	阪神高速神戸西宮線	1
一般国道	国道 43 号、国道 175 号	2
主要地方道(県道)	三木三田線	1
一般市道	灘浜住吉川線	1
合 計		5

1.6 調査方法

(1) 騒音

計量法第 71 条の条件に適合した普通騒音計を用い、JIS Z 8731 に定める騒音レベル測定方法及び「評価マニュアル」に準拠して実施した。

測定は 0.1 秒毎、演算周期は 10 分間、24 時間連続で行い、各 10 分間の取得データから等価騒音レベル(L_{Aeq})および時間率騒音レベル(L_{AN})を求めた。

集計は昼間(6 時～22 時)、夜間(22 時～6 時)の時間区分別の取得データを等価騒音レベル(L_{Aeq})についてはエネルギー平均し、時間率騒音レベル(L_{AN})については算術平均する方法で行った。

(2) 振動

JIS C 1510 に定める振動レベル計を用い、JIS Z 8735 に定める振動レベル測定方法及び「振動マニュアル」に準拠して実施した。

測定は 0.1 秒毎、演算周期は 10 分間、24 時間連続して行い、各 10 分間の取得データから L_{10} 、 L_{50} 、 L_{90} 、および L_{max} を求めた。

集計は昼間(8 時～19 時)、夜間(19 時～8 時)の時間区分別の取得データを算術平均する方法で行った。

2. 調査結果の概要

2.1 騒音

(1) 環境基準の達成状況及び要請限度との比較

環境基準達成状況を表 2.1 に、要請限度超過状況を表 2.2 に示す。また、測定地点別の環境基準達成状況及び要請限度超過状況を表 2.3 と図 2.1 に示す。

昼間(6 時～22 時)、夜間(22 時～6 時)の 2 時間区分とも環境基準を達成している地点数は、25 地点のうち 16 地点(64.0%)であった。また、昼間のみ達成している地点数は 5 地点(20.0%)、夜間のみ達成している地点数は 1 地点(4.0%)、昼夜間ともに環境基準非達成であった地点数は 3 地点(12.0%)であった。

25 地点中 24 地点において、昼間及び夜間とも要請限度値以下であった。1 地点においては夜間のみ要請限度値を超過していた。

表 2.1 環境基準達成状況

達成 状況 地点数	昼間及び夜間 とも基準達成	昼間のみ 基準達成	夜間のみ 基準達成	昼間及び夜間 とも基準非達成
25	16 (64.0%)	5 (20.0%)	1 (4.0%)	3 (12.0%)

表 2.2 要請限度超過状況

達成 状況 地点数	昼間及び夜間とも 要請限度以下	昼間のみ 要請限度以下	夜間のみ 要請限度以下	昼間及び夜間 とも超過
25	24 (96.0%)	1 (4.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

表 2.3 騒音調査結果

No.	地点 No.	R3セン サス番 号	対象道路	地点	地域 類型	区域 区分	近接 ¹⁾ 空間	環境基準 (dB)		要請限度 (dB)		騒音レベル L_{Aeq} (dB)		適合状況 ²⁾	
								昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
1	101	10380	国道43号、阪神高速神戸西宮線	東灘区青木4丁目	B	b	○	70	65	75	70	61	57	○	○
2	104	10391	国道43号、阪神高速神戸西宮線	東灘区御影塚町2丁目	C	c	○	70	65	75	70	67	64	○	○
3	205	80390	灘浜住吉川線	灘区新在家南町5丁目	C	c	×	65	60	75	70	69	67	△	△
4	307	41320	長田楠日尾線	中央区楠町8丁目10	C	c	○	70	65	75	70	65	60	○	○
5	310	41300	梅香浜辺脇浜線、阪神高速神戸西宮線	中央区脇浜海岸通3丁目	C	c	○	70	65	75	70	70	68	○	△
6	403	10070	国道2号、阪神高速神戸西宮線	兵庫区須佐野通4丁目	C	c	○	70	65	75	70	70	69	○	△
7	405	80160	湊町線	兵庫区荒田町1丁目	C	c	○	70	65	75	70	66	61	○	○
8	501	40190	県道神戸宝塚線	北区南五葉3丁目	A	a	○	70	65	75	70	65	59	○	○
9	503	40550	三木三田線	北区淡河町木津字尾通	B	b	○	70	65	75	70	69	66	○	△
10	512	5230	阪神高速北神戸線	北区桂木4丁目	A	a	○	70	65	75	70	63	53	○	○
11	515	40050	神戸三田線	北区有野町唐櫃	B	b	○	70	65	75	70	68	63	○	○
12	520	40020	神戸三田線	北区谷上西町	B	b	○	70	65	75	70	69	65	○	○
13	529	41150	灘三田線	北区唐櫃台4丁目	B	b	○	70	65	75	70	72	64	△	○
14	538	40290	西脇三田線	北区長尾町宅原	B	b	○	70	65	75	70	66	61	○	○
15	601	41490	山麓線	長田区高取山町1丁目	B	b	×	65	60	75	70	62	56	○	○
16	603	40340	神戸明石線	長田区五番町8丁目	C	c	○	70	65	75	70	64	61	○	○
17	702	10090	国道2号	須磨区須磨浦通1丁目	C	c	○	70	65	75	70	70	68	○	△
18	703	40740	神戸加古川姫路線	須磨区離宮西町2丁目	A	a	○	70	65	75	70	69	64	○	○
19	716	5320	阪神高速道路神戸山手線	須磨区横尾2丁目	A	a	○	70	65	75	70	56	51	○	○
20	717	40370	神戸明石線	須磨区高倉町1丁目	B	b	○	70	65	75	70	71	67	△	△
21	803	10160	国道2号口第二神明道路	垂水区潮見が丘1丁目	B	b	○	70	65	75	70	59	56	○	○
22	811	60320	長坂垂水線	垂水区名谷町中坊	B	b	○	70	65	75	70	65	62	○	○
23	817	10110	国道2号	垂水区宮本町	C	c	○	70	65	75	70	70	71	○	×
24	916	10440	国道175号	西区神出町田井	B	b	○	70	65	75	70	71	66	△	△
25	928	10470	国道175号口神出バイパス	西区神出町田井	B	b	○	70	65	75	70	68	64	○	○
全地点のエネルギー平均値												66.6	62.5		

1) 測定地点が幹線道路に近接する空間に該当する場合は“○”、該当しない場合は“×”

2) 環境基準・要請限度ともに超過→“×”、環境基準超過、要請限度適合→“△”、環境基準・要請限度ともに適合→“○”

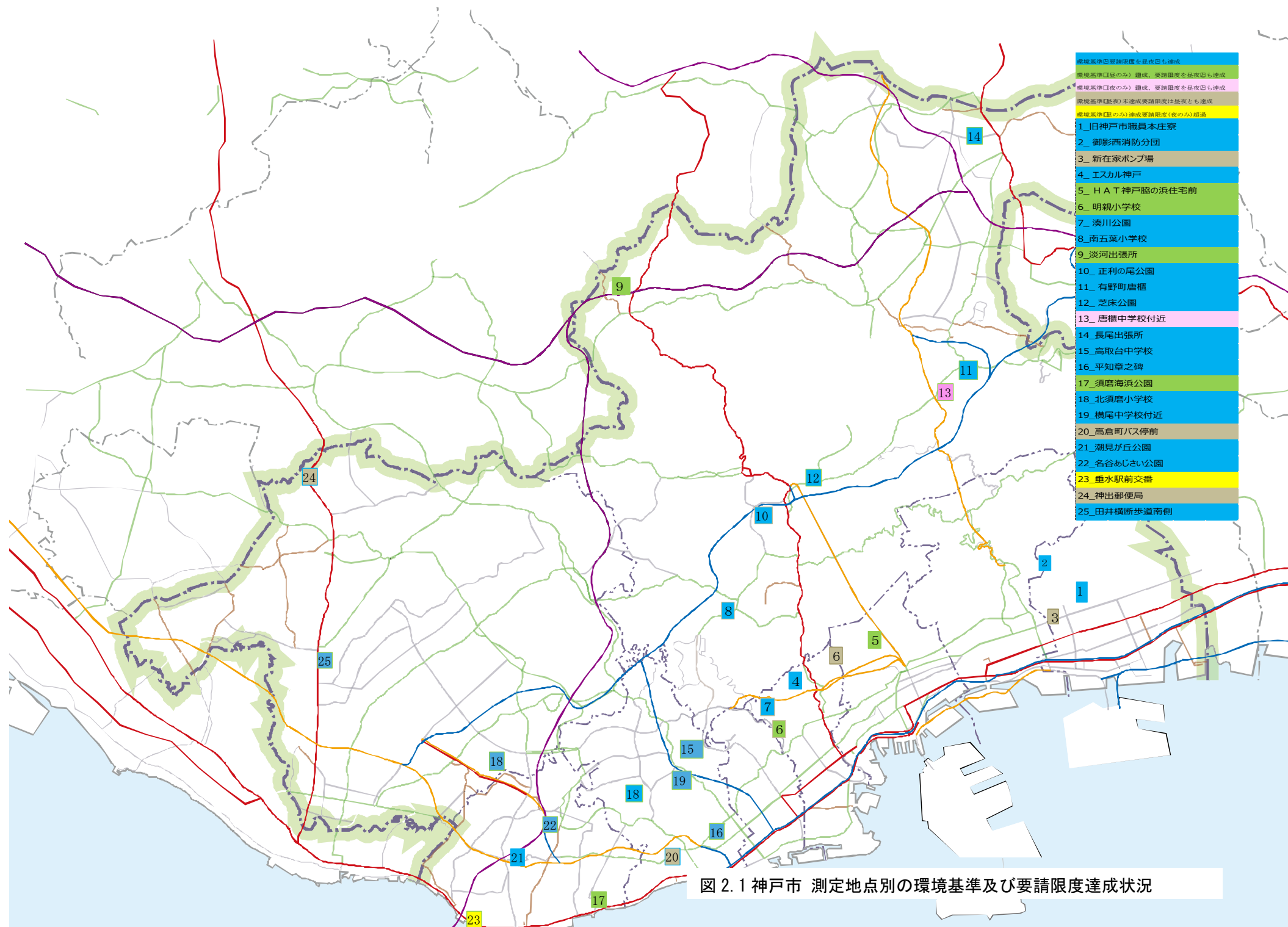


図 2.1 神戸市 測定地点別の環境基準及び要請限度達成状況

(2) 経年変化

道路交通騒音調査結果の平均値(25地点の L_{Aeq} のエネルギー平均値)について、経年変化を図 2.2 に示す。

2025 年度の道路交通騒音調査結果の平均値は昼間 67dB、夜間 63dB であり、2024 年度に比べると、昼間、夜間とも値が 1dB 増加していた。

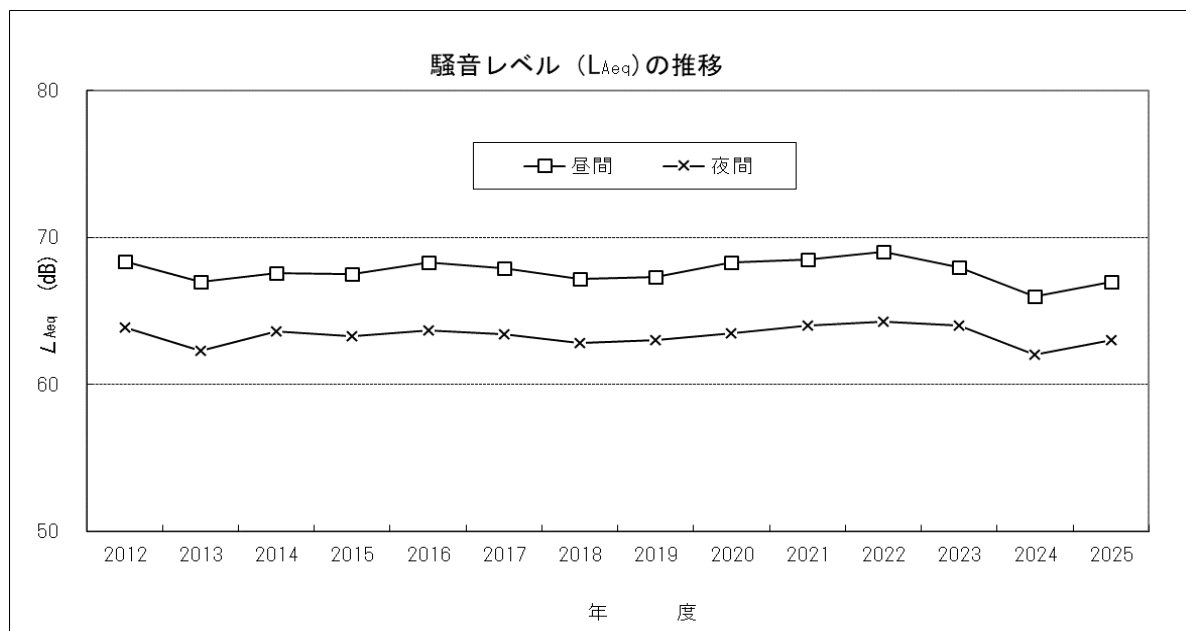


図 2.2 道路交通騒音の経年変化

環境基準及び要請限度の達成率について、経年変化を示す(図 2.3 及び図 2.4)。2025 年度の環境基準達成率は 64%であった。測定年度により一部の測定点が異なるので単純には比較できないが、環境基準達成率は過年度の測定結果より低くなった。

また、1 地点において夜間のみ要請限度値を超過したことにより、2025 年度の要請限度達成率は 96%となった。

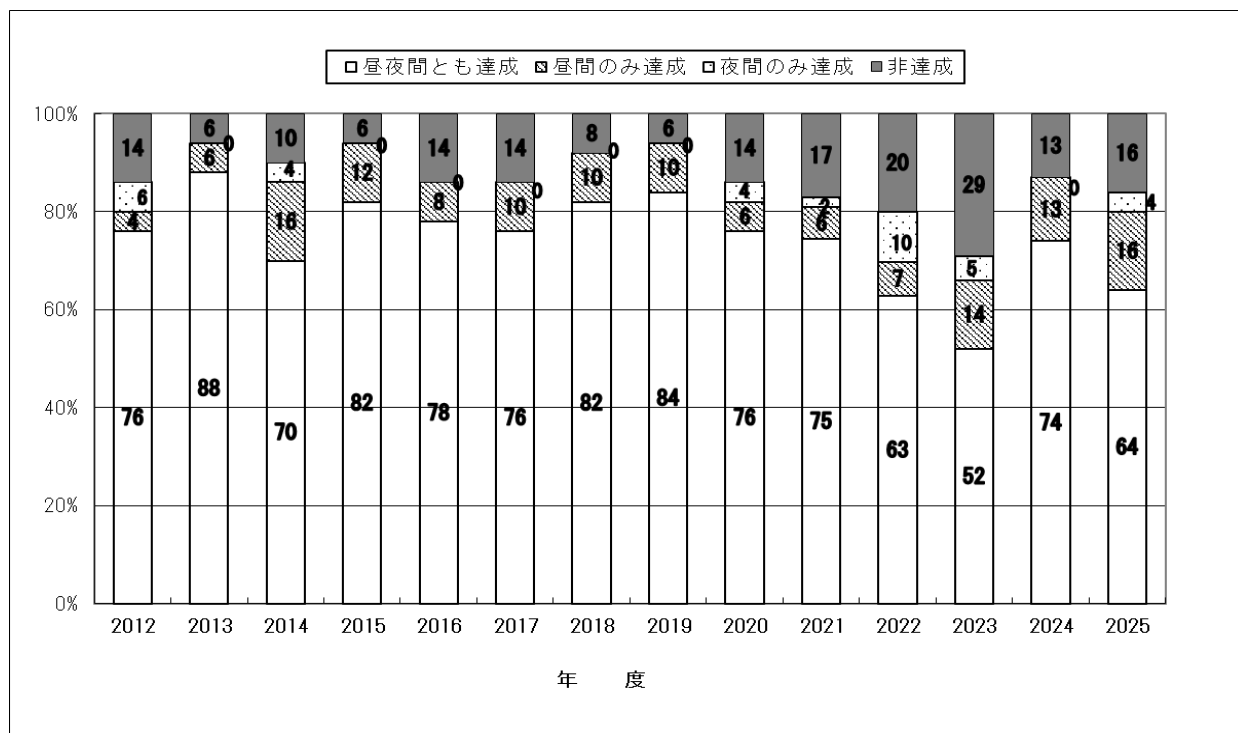


図 2.3 環境基準達成状況の経年変化

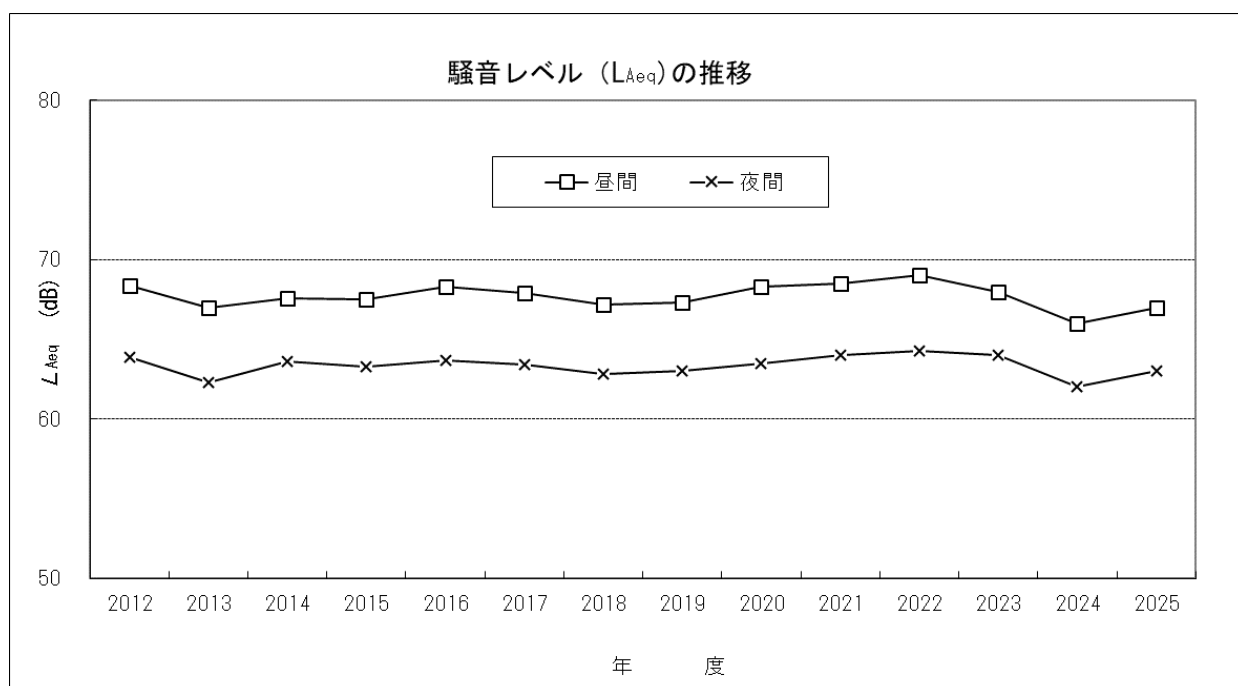


図 2.4 要請限度超過状況の経年変化

2.2 振動

(1) 要請限度との比較

道路交通振動の測定結果の概要を

表 2.4 に示し、地点別測定結果を表 2.5 に示す。

全ての測定地点で、昼間(8時～19時)、夜間(19時～8時)とも要請限度を下回った。

地点数	L_{10} 平均 (最小～最大)	
	昼間(8時～19時)	夜間(19時～8時)
5	43dB(29dB～53dB)	39dB(22dB～53dB)

表 2.4 振動調査結果総括表

No.	地点 No.	対象道路	地点	要請限度		振動レベル L_{10} (dB)		適合状況		振動レベル					
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間			夜間		
										L_{max}	L_{50}	L_{90}	L_{max}	L_{50}	L_{90}
1	101	国道43号、 阪神高速神戸西宮線	東灘区青木4丁目	65	60	45	43	○	○	52	41	36	51	38	31
2	104	国道43号、 阪神高速神戸西宮線	東灘区御影塚町2丁目	75	65	47	44	○	○	57	41	36	56	37	31
3	205	灘浜住吉川線	灘区新在家南町5丁目	75	65	53	53	○	○	62	48	40	63	43	31
4	503	三木三田線	北区淡河町木津字尾通	75	60	29	22	○	○	46	17	15	45	14	14
5	916	国道175号	西区神出町田井	75	60	43	33	○	○	57	30	19	56	19	15
全地点の算術平均値				43.4		39.0									

注) 振動レベル計の測定下限値は25dBであるが、25dB未満の値についても参考値として記載している。

表 2.5 振動調査結果

2.3 環境基準等

(1) 騒音

① 環境基準(道路に面する地域)

騒音に係る環境基準は地域の区分及び時間の区分ごとに表 2.6 の基準値の欄に掲げるとおりである。

表 2.6 環境基準

地 域 の 区 分	基 準 値	
	昼 間 (6 時～22 時)	夜 間 (22 時～6 時)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下

A 地域:専ら住居の用に供される地域

(第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、田園住居地域)

B 地域:主として住居の用に供される地域

(第一種・第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域)

C 地域:相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

(近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域(内陸部に限る)、但し臨港地区及び中央区神戸空港を除く)

ただし、「幹線交通を担う道路に近接する空間」(※1,2)については、表 2.6 にかかわらず、特例として表 2.7 に掲げるとおりである。

表 2.7 幹線交通を担う道路に近接する空間に係る環境基準

基 準 値	
昼 間 (6 時～22 時)	夜 間 (22 時～6 時)
70dB 以下	65dB 以下
(備考)個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときには、屋内へ透過する騒音にかかる基準(昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下)によることができる。	

※1「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道(市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る)、自動車専用道路

※2「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ、道路端からの距離によりその範囲を特定する。

①2 車線以下の車線を有する場合 道路端より 15m 以内の範囲

②2 車線を超える車線を有する場合 道路端より 20m 以内の範囲

② 要請限度

騒音に係る要請限度は地域の区分及び時間の区分ごとに表 2.8 に掲げるとおりである。

表 2.8 要請限度

区 域 の 区 分		時間の区分	
		昼間 (6 時～22 時)	夜間 (22 時～6 時)
1	a、b 区域で 1 車線を有する道路に面する区域	65dB	55dB
2	a 区域で 2 車線を有する道路に面する区域	70dB	65dB
3	b 区域で 2 車線、c 区域で 1 車線以上を有する道路に面する区域	75dB	70dB

上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう。)に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。

(備考)a 区域、b 区域、c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事(神戸市にあっては神戸市長)が定めた区域をいう。

a 区域:専ら住居の用に供される区域

(第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、田園住居地域)

b 区域:主として住居の用に供される区域

(第一種・第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域)

c 区域:相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

(近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域(内陸部に限る)、但し、臨港地区及び中央区神戸空港を除く)

(2) 振動

振動に係る環境基準は定められておらず、表 2.9 に示す要請限度が設定されている。

表 2.9 要請限度

区域の区分	昼 間 (8 時～19 時)	夜 間 (19 時～8 時)
第一種区域	65dB	60dB
第二種区域	70dB	65dB

(備考)工業専用地域と臨港地区を除く地域について指定されており、区域の区分と都市計画法における用途地域との関係は、概ね下記のとおり。

第一種区域:第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域

第二種区域:近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域